

特定給食施設等栄養報告書(保育所・認定こども園・幼稚園Ⅰ)記入要領

1 報告月

報告月を6月とする。(ただし、年数等の基準日は6月1日とする。)

7月15日までに管轄保健所へ1部提出する。

2 施設名

健康増進法施行細則(旧栄養改善法施行細則)に基づいて届出された名称とする。

3 所在地

正確に町名及び番地を記入する。

4 施設長氏名

当該施設の長の氏名を記入する。

5 設置者

当該施設の設置者の氏名及び住所(法人にあっては、設置者の名称、代表者の職氏名及び主たる事務所の所在地)を記入する。

6 電話番号等

局番及び代表電話(内線)、ファクシミリ番号及びメールアドレスを記入する。

7 運営形態

該当するものにチェックし、委託の場合は、委託開始年月日を記入する。

一部委託の場合は、委託内容を記入する。

8 委託先

当該施設の委託開始年月日、名称及び所在地を記入する。

9 給食・栄養管理に関する会議

名称、開催回数、議事録の有無、構成人員及び構成員(職名)について記入する。

10 給食・栄養管理従事職員数

給食に従事する全ての職員(産休・育休等により長期休暇取得中の職員を含む)について職種別に職員数を記入する。

複数施設を兼務する職員については、主たる施設(1施設のみ)で計上する。

なお、複数の資格を有する職員は採用職種(または主たる業務内容に基づく職種)欄に計上する。

11 管理栄養士・栄養士配置状況

・職員のうち管理栄養士・栄養士として採用されている者の配置状況を記入する。

・兼務がかかっている場合は、主たる施設以外、氏名の横に(兼務)と記入する。

・産休・育休等により長期休暇取得中の職員を含む。氏名横に「(休暇中)」等と記入する。

・当該施設の勤務年数及び通算勤務年数(勤務年数には長期休暇中の年数も含む)を記入する。

※当該施設勤務年数:過去に同一施設に所属していた場合は、過去の勤務年数を合わせた年数。

※通算勤務年数:対象職員が、当該施設に限らず、管理栄養士又は栄養士として勤務した年数。

・委託をしている場合は委託先の管理栄養士・栄養士についても記入する。

12 喫食状況等

(1) 認可定員を記入する。

(2) 6月1日現在の在籍数を記入する。

(3) 給食数は、乳児・3歳未満児・3歳以上児別に、報告月の延べ給食数を給食実施日数で除したものを、小数第1位を切り上げて整数で記入する。

(4) 給食材料費は、報告月の1人1日当りの純材料費を区分別に算出し、小数第1位を切り上げて整数で記入する。

(5) 昼食の喫食時間及び検食者の職種と検食時間を記入する。

(6) 離乳食の検食の有無について記入する。

(7) 職員食数は、報告月の延べ給食数を給食実施日数で除したものを、小数第1位を切り上げて整数で記入する。

13 延長保育に伴う食事の提供

延長保育に伴う食事の提供の有無について記入する。有の場合は、その内容を記入する。

14 非常時等対応体制

(1) 対処方法等のマニュアルの有無、連絡網の有無及び食事供給体制(他の施設との協定や業者委託など)の有無について、災害時と事故時に区分して記入する。

(2) 非常時等食料等備蓄の有無について該当する項目にチェックし、「有」の場合は何人分を何回分備蓄しているかを記入する。

15 非常時等対応のための整備状況

整備状況の有無について該当する項目にチェックし、非常用献立「有」の場合は、何回分作成しているかを記入する。非常食の保管場所を記入する。

特定給食施設等栄養報告書(保育所・認定こども園・幼稚園Ⅱ)記入要領

1 給与栄養目標量及び給与量

※給与栄養目標量及び給与量に主食を含むかどうか有無についてチェックする。

- (1) 目標量は、献立作成の基準となる食事について、日本人の食事摂取基準(最新版)から求めた値を記入する。
- (2) 給与量は、純使用量から求め、算出にあたっては、次のいずれかによること。また、単位、桁数については、日本食品標準成分表(最新版)に準じる。
 - ① 日本食品標準成分表(最新版)
 - ② 施設独自で作成した食品群別加重平均成分表

2 食品構成及び給与量(食品分類は、施設で使用している食品分類表等に基づき修正可。)

- (1) 目標量は、給与栄養目標量に見合った量を算出し整数で記入する。
- (2) 給与量は、純使用量を小数点第1位で記入する。

3 食事指導状況

個別・集団別に、前年度1年分の指導状況について記入する。

4 食育計画の作成

食育計画(当該年度分)の作成の有無について記入する。

5 給食調査

残菜調査及び嗜好調査の有無についてチェックする。

6 献立作成

献立作成の方法及び献立作成者の職種について記入する。

7 体格の把握

- (1) 3歳以上児の男女別入所児数を記入する。
- (2) 肥満の判定は、定められた方法(※)で算出し、肥満傾向に該当する者の数を男女別に記入する。計及び3歳以上児(男女別)に対する割合を記入する。
- (3) やせ傾向に該当する者は、定められた方法(※)で算出し、該当する者の数を男女別に記入する。計及び3歳以上児(男女別)に対する割合を記入する。
- (4) 前年度の3歳以上児数(男女別)、肥満傾向に該当する者の人数及び割合、やせ傾向に該当する者の人数及び割合を記入する。

※肥満並びにやせに該当する者の評価方法

・幼児(4月1日時点で3歳以上6歳未満)

- 幼児身長体重曲線(性別・身長別標準体重)を用いた評価方法とする。
- 「肥満」については、+15%以上、「やせ」については、-15%以下とする。
- 「幼児の肥満度判定区分の簡易ソフト」<国立保健医療科学院の掲載ページにリンク>
<https://www.niph.go.jp/soshiki/07shougai/hatsuiku/>

当該簡易ソフトは、名前、生年月日、測定日、身長(cm)、体重(kg)を入力すれば、3歳以上の肥満度判定区分を簡単に確認できる。

8 食物アレルギー対応体制

食物アレルギー対応体制の有無及び対応方法について、該当するものにチェックする。

(現在アレルギー対応をしていない場合も、対応体制があれば「有」とする。)